

記入例

指定給水装置工事事業者指定申請書

藤枝市長 様

申請者一法人...会社名、会社の住所、代表者の肩書・代表者名
個人...住所、氏名 ※押印は不要

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 藤枝水道株式会社
住 所 藤枝市茶町2丁目6番15号
代 表 者 氏 名 代表取締役 藤枝太郎

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、
同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 藤枝 太郎	
取締役 藤枝 一郎	
取締役 藤枝 花子	
監査役 岡部 二郎	
事業の範囲	給水装置工事 管工事 排水設備工事
機械器具の名称、性能及び数	別紙のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列 4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	藤枝水道株式会社
上記事業所の所在地	藤枝市茶町2丁目6番15号
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
藤枝 知ウ 藤枝 太郎 藤枝 イチロウ 藤枝 一郎	第 123456 号 第 234567 号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 事業所が1ヶ所の場合は、上の欄だけ記入 </div>	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列 4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第
25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない
者であることを誓約します。

令和 ●年 ●月 ●日

申請者

申請者一 指定申請書と同じ書き方
※押印は不要

氏名又は名称 **藤枝水道株式会社**
住 所 **藤枝市茶町2丁目6番15号**
代表者氏名 **代表取締役 藤枝太郎**

藤枝市長 様

水道法（指定の基準）

第25条の3第1項第3号

三 次のいずれにも該当しない者であること。

イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として
厚生労働省令で定めるもの

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受ける
ことがなくなつた日から二年を経過しない者

ニ 第二十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日か
ら二年を経過しない者

ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる
相当の理由がある者

へ 法人であつて、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があ
るもの

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列 4番とすること。

記入例

藤枝市指定給水装置工事事業者指定における暴力団排除に関する誓約書

当社又は当団体は、下記の事項について誓約します。

また、藤枝市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部（藤枝警察署）に照会することを承諾し、照会で確認された情報は、今後、藤枝市が指定給水装置工事事業者の指定に関する事務処理における身分確認に利用することに同意します。

- 1 当社又は当団体の役員等は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（藤枝市暴力団排除条例（平成24年藤枝市条例第40号）以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員等（暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）に該当する者
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用した者
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - (5) (1)から(4)までに該当するもののほか、役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有している者
 - (6) 役員等が、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該契約を締結した者
- 2 1の各号に掲げる者が、当社又は当団体の経営に実質的に関与していません。
- 3 給水装置工事に関し、当社又は当団体が下請負者（下請が数次にわたるときはその全てを含む。以下同じ。）を使用する場合は、当該下請負者が上記1に該当しないことを書面で確認します。
- 4 給水装置工事に関し、当社若しくは当団体又は下請負者が暴力団員等による不当要求を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、速やかにこれを警察本部又は所管警察署に報告し、必要な協力を行います。

令和 ● 年 ● 月 ● 日
藤枝市長 宛

令和5年4月1日より
様式変更、押印廃止

所在地
商号又は名称
代表者役職氏名

藤枝市茶町2丁目6番15号
藤枝水道株式会社
代表取締役 藤枝 太郎

機 械 器 具 調 書

令和●年●月●日現在

種 別	名 称	型 式 、 性 能	数 量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ	藤原産業250mm	1	
	カッター	PARTNER1200	1	
管の加工用の 機械器具	やすり		1	
	パイプねじ切り器	REXN50AIII	1	
接合用の 機械器具	トーチランプ	ガス式・REX	1	
	パイプレンチ	MCC250~900	1	
水圧テスト ポンプ	水圧テストポンプ	電動・TP-50 (テラダ)	1	

現在所持しているすべてを記入する。
写真も添付する。

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、
「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

記入例

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

藤枝市長 様

令和 年 月 日

届出者一変更後の内容を記入

※押印は不要

届出者 氏名又は名称 藤枝水道株式会社
住 所 藤枝市茶町2丁目6番15号
代表者氏名 代表取締役 藤枝太郎

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

Table with 4 columns:フリガナ氏名又は名称, 住所, フリガナ代表者の氏名, and a table for change items (変更に係る事項, 変更前, 変更後, 変更年月日). Includes details for 藤枝水道株式会社 and 藤枝静夫.

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列 4番とすること。

※変更のあった日から30日以内に届け出なければならない。
(水道法25条の7、水道法施行規則第34条)
①氏名、名称、住所、法人代表者の変更
(添付書類:法人...定款及び登記事項証明書、個人...住民票の写し)
②法人役員の変更
(添付書類:誓約書、登記事項証明書)

該当する方を○で囲む(該当しない方は=で消す)

記入例

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

藤枝市長 様

令和 年 月 日

※押印は不要

届出者 氏名又は名称 藤枝水道株式会社
住 所 藤枝市茶町2丁目6番15号
代表者氏名 代表取締役 藤枝太郎

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の選任の届出をします。
解任

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	藤枝水道株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
藤枝太郎	第 123456 号	令和 年 月 日
藤枝一郎	第 234567 号	令和 年 月 日
※添付書類 選任・・・主任技術者免状の写し 解任・・・なし	原則として届出日	
※選任・解任したときは、遅延なく、届け出なければならない。 (水道法25条の4、水道法施行規則第21条・22条)		

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列 4番とすること。

該当する方を○で囲む(該当しない方は=で消す)

指定給水装置工事事業者 ~~廃止~~ **休止** ~~再開~~ 届出書

藤枝市長 様

令和●年●月●日

※押印は不要

届出者 氏名又は名称 **藤枝水道株式会社**
住 所 **藤枝市茶町2丁目6番15号**
代 表 者 氏 名 **代表取締役 藤枝太郎**

水道法第25条の7の規定に基づき、給水装置工事の事業の ~~廃止~~ **休止** ~~再開~~ の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	<small>フジエダ スイドウ カブシキ カイシャ</small> 藤枝水道株式会社
住 所	藤枝市茶町2丁目6番15号
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 <small>フジエダ タロウ</small> 藤枝太郎
(廃止) 休止 (再開) の 年月日	令和●年●月●日
(廃止) 休止 (再開) の 理由	事業見直しのため

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列 4番とすること。

事業の廃止又は休止・・・廃止又は休止の日から30日以内に届け出なければならない。
※「指定給水装置工事事業者指定証」を返却する。

事業の再開・・・再開の日から10日以内に届け出なければならない。

(水道法25条の7、水道法施行規則第35条)